

農業委員会だより

編集／発行 那須塩原市農業委員会 那須塩原市共墾社108-2 TEL 0287-62-7186



農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進を図るため、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき3月に市長に意見書を提出し、その意見書に対する回答を7月16日にいただきました。

市では、新規就農を推進するため『なすしおばら新たな担い手サポートチームにより技術・経営両面において支援を行う』ことや、鳥獣被害対策として『電気柵等の設置費用補助制度の要件の緩和を行う』などの回答がありました。

(詳しくは、2、3Pをご覧ください。)

9月号
令和3(2021)年
No.39

主な内容

令和3年度市への意見及び回答 研修会参加報告	2、3
2020年農林業センサ結果 農業委員会事業実績のお知らせ	4
集落営農の紹介 集落・組織の活動に対する支援策	5
豚熱や人・農地プランの実質化のお知らせ 名誉農業士紹介	6
農地制度に係るお知らせ 農業経営に係る各種制度PR	7
活動日誌 甘味処『和と輪』 全国農業新聞のお知らせ	8

令和3年度農地等利用の最適化推進に関する意見書と回答

1 新規就農支援に関すること

- (1) 親元就農者への支援について
 親元就農者への支援を、国・県に働きかけるとともに、市独自の施策を講じること。

【回答】
 国においては、親元就農も対象となる「経営継承・発展支援事業」を今年度から創設したところであり、担い手から経営を継承し、発展させるための取組について支援する体制を整えたところであり、さらに、新規就農者が経営を開始する際の補助事業である農業次世代人材投資資金についても要件が緩和されてきております。

- (2) 魅力ある営農モデルの作成、特産品等の研究について
 稼げる魅力のある営農モデル（作物ごと）に所得の目安）の提示、PRを講じること。また、本市ならではの新たな特産品等の開発のため、大学等と連携し研究を行うこと。

【回答】
 現在も新規就農希望者に対しては、就農相談時に県等のパンフレットを活用し、作物ごとの所得の目安を提示する等「稼げる農業」を紹介しております。また、令和2年度から導入したマイナビHP等を活用し、営農モデルのPRにも取り組んでおります。今後、こうした対応を引き続き取り組んでいくとともに、本市の魅力ある農業のPRに努めてまいります。

また、宇都宮大学と包括連携協定を締結しておりますので、産学官による本市のブランディングも含めた新たな特産品づくりに関しても研究してまいります。

2 担い手への農地利用の集積・集約に関すること

- (1) 機構集積協力の充実化について
 農地バンクを利用する際、貸し手、借り手の

双方がメリットを享受できるように、機構集積協力の充実化を、国・県に働きかけること。

【回答】
 機構集積協力金につきましては、農地の集積を効率的に進める上で重要であることから引き続き、事業の存続と機構集積協力金の制度の拡充を国及び県に働きかけてまいります。

- (2) 条件の悪い農地の貸借の支援について
 条件の悪い農地の貸借を進め、農地利用の集積を推進するため、先進事例を研究し市独自の支援策を検討すること。

【回答】
 本市の持続可能な農業の基盤づくりとして重要なことは、将来を見据えた上での必要な農地であり、その守るべき農地を見極めることであると考えております。

- (3) 農地の集積・集約化の推進について
 農業委員会が農地の利用集積・集約を進めるためには、「人・農地プランの実質化による地域の方針」を活用することが効果的であることから、農業委員会とよく連携を図り集積・集約化を推進すること。

【回答】
 本市の地域農業の「未来の設計図」である人・農地プランについては、令和2年度において、40地区全部の実質化を行ったところであります。

実質化した人・農地プランの実行に当たっては地域の実情に応じて進めていく必要があることから、関係機関及び農業委員会との連携を図りながら農地の集積・集約を推進してまいりたいと考えております。

3 遊休農地の対策に関すること

- (1) 遊休農地の再生支援について

遊休農地の早期解消を図るため、本人の場合も県の事業「遊休農地再生支援事業」の対象とするほか、地域で再生に取り組めるよう、利便性が良い支援制度の創設や既存事業の改善について、国・県に働きかけること。また、市独自の支援策を検討すること。

【回答】
 本事業は、遊休農地の長期化を抑制するほか、遊休農地を利用し就農を目指す担い手や、規模の拡大等により新たに農地を求めている農業者等にとりましても有効な事業であると考えております。

今後、農業委員会と連携し、遊休農地の効果的な活用及び支援について検討するとともに、遊休農地の抑制に向け農地の流動化を進めることで、遊休農地の解消に努めてまいります。

- (2) 共有農地の貸借の円滑化について
 遊休農地（危惧される場合を含む）で共有地の場合は、早期解消を可能とするため、共有地の貸借の円滑化に関する制度設計について、国に働きかけること。

【回答】
 平成30年の農業経営基盤強化促進法の改正により、相続未登記の共有地の農地の貸借等について行いやすくなりましたが、完全な解決には至っておりません。

- (1) 中小規模農家の経営維持と支援に関すること
 組織経営のモデルの提示及び設立支援について
 中小規模の農家が存続できるよう、組織経営のモデルの提示、組織の設立支援、組織による農業用機械の購入等の支援をすること。

【回答】
 国においても、中小規模の農家が存続できるよう組織化について力を入れているところであり、農業用機械の補助事業においても、法人化することが採択ポイントの加点になっているところがあります。

また、県においても法人化などの組織化を進めており、経営モデルの提示や組織の設立支援を実施しております。

- (2) 魅力ある営農モデルの作成、特産品等の研究について
 所得向上を図るための指標として、稼げる魅力のある営農モデル（作物ごと）に所得の目安

の提示、PRを講じること。また、本市ならでの新たな特産品等の開発及び気候変動に適應していくための品種改良、病害虫や病気への対応策など、大学等と連携し研究を行うこと。

【回答】

本市では現在、高収益作物である園芸作物の振興を図っており、そのために、農業所得が500万未満の認定農業者等に対して園芸作物の生産に必要な農業用機械や施設等を導入する際の費用の一部を助成する事業を実施しております。

先の1(2)の回答と同様となりますが、営農モデルのPRにつきましても、県のパンフレットなどを活用し実施しているところであり、営農モデルも引き続き、本市の持続可能な農業を目指すべく農業者への的確な情報発信に努めてまいります。

また、宇都宮大学と包括連携協定を締結してありますので、産学官によるブランディングも含めた新たな特産品づくり等に関しても研究してまいります。

5 鳥獣被害の対策に関すること

(1) 鳥獣被害関連施策の継続実施について

現在、市が取り組んでいる鳥獣被害対策実施隊の活動や電気柵等の設置費用の補助、狩猟免許取得費用の補助等の関連施策を継続するとともに、すでに設置した電気柵等の維持修繕に係る補助制度を検討すること。

【回答】

鳥獣被害対策実施隊の活動や各種補助等の施策については昨年度と同様に実施していく予定となっております。

なお、被害対策においては環境整備や誘因物の除去など地域の取組みも重要となるため、一体となった取組みが出来るよう周知していきたいと考えております。

また、電気柵等の設置費用補助については、前年度から要件等の見直しを行い、対象となる柵の種類や追加や既設柵の維持修繕に係る要件を緩和したほか、柵の補強に関する補助対象となるよう変更を行ったところですが、

今後とも、農家、地域、市が一体となって取り組んでまいります。

※ 意見書、回答の全文は市のホームページに掲載しています。

令和3年度「第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」に参加しました。

① 農業委員 木下 久雄

今年7月12日に、宇都宮市の護国会館において、農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会が開催されました。

研修に入る前に、令和2年度全国農業新聞表彰があり、県内普及優秀表彰で那須塩原市農業委員会が最優秀賞を受賞致しました。

研修事項は、(1) 農業委員会を巡る情勢と新たな農地利用最適化について (2) とちぎ農業未来創生プランについてで、法律上の改正農水法5年後見直しは、6月に実施計画を閣議決定し今後は農水省ガイドライン等発出を受け、その実施等新たな段階へ向かいます。

それから新たな農地利用最適化に向けての重点取り組みが示されました。また、とちぎ未来創生プランでは、就農環境日本一を目指した成長産業として持続的に発展する農業振興計画が始まろうとしています。

今後農業従事者の減少・高齢化に伴い、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消は早急に進めなければならない身近な問題として取り組んでいきたいと思っております。

② 農地利用最適化推進委員 君島 陽一

塩原地区担当の農地利用最適化推進委員として2年目です。狭い様で広ーい塩原地区。前任から引き継いだこの大役。

わたしは、約20年間実家の農業を手伝いながら地域配達事業者としてずっと地域の移り変わりを見てきました。この間に増加した遊休農地や、農業従事者の減少。更には荒廃した田畑を住みかにしたケモノ達の獣害。まさに負のスパイラルに巻き込まれた地域を何とかしたい！まず始めたのは、人々の声、田畑の声、ケモノ達の声の聞く事。神秘的なお話かも知れませんが、僕には皆、助けてくれとSOSに感じてなりませんでした。

そんな中、遊休農地を解消していくプログラムを始め現在に至ります。

具体的には有志団体を立ち上げ、ケモノ達の住みかになってしまった荒廃農地の草刈りと耕耘作業。さらには、遊休農地を解消してその地域の人達と取り組んでいる秋蕎麦の栽培。更には別な遊休農地での、菜の花畑を作り景観利用や、菜種の採取等を行えるまでに進みました。ケモノ達に関しても、自分が作った畑での被害を考えれば憎くて憎くてたまりませんが、行動パターンや生態を調べていく事も獣害対策の1つなんです。

20年前は現役バリバリだった農地がよみがえる事で地域と農地の関わりも強くなったと感じています。ケモノ達との知恵比べはまだまだ続きそうですが…。きっと活路はあるはずと考えています。

さて、今回の研修で印象的だった事は(人を守り、声掛けするのが民生委員なら、農業委員会は農地と人を見守り、声掛けをしている！)とのお話があり、まさに自分自身が実践出来ている取り組みだなと実感しております。自分達が育った里山の風景を取り戻す事で遊休農地を解消していくプログラムの実践には、実演機等の最新農機具を使用したり、SNSでの情報発信などのテクノロジーの進化も大きな要因ですが、農業従事が出来なくなった方々からの声も大切にしています。想い出たっぶりの農地の利活用。まさにこれです。

農業機械の上手な使い回しがもし出来るのならば、更なる遊休農地の解消にも繋がりますし、塩原地区の課題なんだとこれまでの作業で実感いたしました。

今はまだ全ての遊休農地の解消とは至りませんが、地域ごとに根付いた取り組みを行い、今まで同様、人々の声、田畑の声、ケモノ達の声の聞く推進員を目指します。6月で40歳になりました。5歳、3歳、1歳の子供達がいいます。50年、100年先の郷土の農地を未来に託して。

* 2020農林業センサ調査の結果のお知らせ *

農林水産省が5年に1度行う「農林業センサ調査」の結果がまとまりましたので、那須塩原市の状況をお知らせします。

(1) 総農家数 (戸)

調査年	総農家数	自給的農家	販売農家
平成22年	3,111	491	2,620
平成27年	2,820	493	2,327
令和2年	2,490	531	1,959

10年前に比べて、総農家数が621戸(20.0%)減少しました。

(2) 農業経営体数 (体)

調査年	経営体計	内、法人化していない	内、法人化している
平成22年	2,657	2,630	27
平成27年	2,374	2,338	36
令和2年	1,996	1,955	41

10年前に比べて、農業経営体数が661体(24.9%)減少しました。

(3) 経営主の年齢階層別

調査年	計	25～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上
令和2年	1,996	4	40	149	355	811	637
構成比	100%	0.2%	2.0%	7.5%	17.8%	40.6%	31.9%

経営主は、60歳以上が72.5%を占めています。

(4) 基幹的農業従事者数 (人)

調査年	計	男	女	備考
平成22年	4,195	2,146	2,049	販売農家の人数
平成27年	3,630	1,953	1,677	販売農家の人数
令和2年	2,987	1,718	1,269	個人経営体の人数

10年前に比べて、基幹的農業従事者が1,208人(28.8%)減少しました。特に女性は780人(38.1%)減少しています。



* 令和2年度農業委員会事業の実績のお知らせ *

昨年度の農業委員会事業の実績をお知らせします。

(1) 農地法第3条の許可による農地の権利移動

	件数	許可面積(㎡)		
		田	畑	計
所有権	48	205,100	131,897	336,997
賃借権・使用貸借等	15	181,075	72,532	253,607
合計	63	386,175	204,429	590,604

(2) 農地法第4条、第5条の許可による用途別農地転用面積

	転用許可				
	4条		5条		面積計(㎡)
	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	
農業用施設	1	2,595	3	2,973	5,568
住宅系	6	1,567	54	70,032	71,599
その他(一時転用含む)	7	7,992	49	134,011	142,003
合計	14	12,154	106	207,016	219,170

(3) 農地利用集積計画

	件数	面積(㎡)
利用権設定	259	2,707,858
農地中間管理事業	72	954,232
所有権移転	45	584,401

(4) 農地利用状況調査

調査期間	遊休農地	
	筆数	面積(㎡)
7～8月	165	294,032

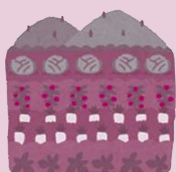
* 農地の転用、所有権移転には農業委員会の許可が必要です *

農地の転用、所有権移転には農業委員会の許可が必要です。

無断転用は違反です!!

農地転用の許可を受けず無断で農地を転用した場合、所有者又は事業者は、原状回復や罰金等が科される場合があります。

お問い合わせ先：農業委員会事務局 電話 0287-62-7185



許可が必要



集落営農を紹介します

農家の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっており、将来に向けて農地を守るため、担い手への農地の集積・集約化により経営規模の拡大が推進されています。一方で、中小規模の農家の方々にとっては、農業用機械の老朽化に伴う更新経費の負担が大きいため個人単位での経営の継続が厳しくなっております。

農業委員会では、今後、何軒かの農家や集落による共同経営（組織経営）の取組みが必要なのではないかと考えています。

○集落営農とは

集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織です（農水省HPより）。農業分野では、前述の課題に対するため、近くに住む人同士が共同で農作業にあたる集落営農を推進してきました。

○集落営農の設立状況

全国では、集落営農の設立が進んでいますが、それに比べ栃木県は少ない状況です。また、那須塩原市も令和2年度現在、2箇所と少ない状況です。

調査年	全国の集落営農の数	栃木県の集落営農の数	栃木県の割合
平成17年	10,063	26	0.26%
平成22年	14,643	203	1.39%
令和2年	14,832	237	1.60%

○集落営農のメリット

（農林水産省HP「集落営農実態調査」より）

- ・ 個々の農作業負担の軽減
- ・ 機械購入費用、維持経費の1人当たりのコストの軽減
- ・ 経営のバリエーションの増加 など

集落営農に取り組んでいる『高阿津地区集落営農組合』を紹介します（代表：江連 有一さん）

農家の高齢化に伴い、今後の地域の農業の維持に不安があり、後継者がいない方の担い手になることやコスト軽減等を目的に、平成27年2月に高阿津地区集落営農組合を設立しました。

現在は組合員5人で約10haの水稲栽培をしています。農業用機械は組合所有のため、購入や維持経費の個人負担の軽減が図れたうえ、機械も大型化できたため、稲刈りの日数が短縮できました。また、機械等の購入に当たっては補助制度等が利用できる利点もあります。

集落営農に取り組んで良かった点は、コンバイン等の高価な農業用機械の購入経費等の1人当たりの負担軽減が最も大きいですが、経済面以外でも、作業の効率化が図られたことから稲刈り等の繁忙期に家族に負担を掛けずに済むことや、組合員が病気で一時農作業ができない場合は、皆で助け合うことができたということです。一方で、課題としては、組合員の高齢化（後継者の問題）や事務作業となります。

今後は、様々な課題をクリアしながら組合を維持し、地域から相談があれば、地域の担い手となるよう頑張っていきたいと考えています。

集落・組織の共同活動への支援策を紹介します

多面的機能支払交付金

地域資源の適切な保全管理を推進するため、事業計画を作成し、それに基づいた地域の共同活動に対し、支援を行う制度です。

【支援対象の共同活動】

○農地維持支払交付金

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

○資源向上支払交付金

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払制度

中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに基づいた農業生産活動等に対し、支援を行う制度です。

【支援対象の活動】

○農業生産活動を継続するための活動

- 〈例〉耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- 〈例〉周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

○体制整備のための前向きな活動

- ・ 農業生産性の向上（A要件）、女性・若者等の参加を得た取組（B要件）、集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）

※A～C要件の中から1つを選択

お問い合わせ先：集落営農の組織化、中山間地域等直接支払制度→農務畜産課（TEL 0287-62-7146）
多面的機能支払交付金→農林整備課（TEL 0287-62-7152）

▶ 豚熱防疫措置の報告について

4月17日に市内の2か所の養豚場において発生した豚熱（CSF）につきましては、39,362頭の殺処分が行われ、栃木県を主体とした多くの関係機関の御尽力により消毒や清掃作業などの全ての防疫措置が、発生から1か月後の5月17日に終了いたしました。

なお、県においては、当該養豚場周辺の地下水モニタリングを発生後から継続して実施しておりますが、これまで水質の数値に異常は認められておりません。今後も県と連携しながら、豚熱等感染症防止対策に努めてまいります。

▶ 人・農地プランの実質化について

本市では、令和2年度において市内全40地区（※基本は農地利用最適化推進員区割り）において人・農地プランを実質化し、地域の将来方針を決定しました。

地域の将来方針は、市のホームページにて公表しております。

農業者の皆様におかれましては、今回の地域の将来方針について共有していただき、農地の集積・集約を推進する等、今後の人・農地プランの実現に向けての取組をお願いします。

▶ 新規就農を希望する方が耕作できる「空き農地」情報を収集しています！

現在、農業の担い手の高齢化や後継者不足により加速度的に担い手が減少しております。担い手不足を解消するためには新規就農者を確保する必要があり、そのためには、まず、「農地」が必要となります。

本市では、市の持続可能な農業の推進のため、新規就農を希望する方を応援しており、空き農地情報を新規就農希望者に紹介することにより、担い手不足の解消、また、農地の有効利用等を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、農業を廃業しようと考えている方や「空き農地」の情報などがありましたら、ぜひ、市に御一報をお願いします。

連絡先：農務畜産課担い手支援係（0287-62-7032）

▶ 大塚誠さんが栃木県名誉農業士に認定されました！

栃木県農業士とは、地域において模範的な農業経営を実践し、農業振興や若手の育成を行う農業者を県が認定する制度であり、名誉農業士は農業士として多年にわたり積極的に活動し、農業の振興に尽力した方を認定し、その功績をたたえるものであります。

令和2年度は、県全体で農業士14名、女性農業士2名、名誉農業士10名が認定され、本市では、名誉農業士として大塚誠さんが認定されました。



中央が認定証書を掲げる大塚誠さん

農地に係る制度のお知らせ

□耕作のための農地取得要件を緩和しています。

中山間地域の一部の区域について、農地の権利取得を行いやすくするため、耕作のための権利（所有権、賃借権等）取得時の要件の一つである下限面積（別段の面積）を、昨年同様次のように定めました。

主要地方道矢板・那須線（県道30号）より山間部側の区域 10アール

※その他の区域については引き続き50アール

□申請者の印鑑が不要になりました。

農業委員会に提出する申請書などに、申請者の印鑑が不要になりました。（委任状は自署以外の場合、印鑑が必要です。）

農業経営の合理化に係る各種制度PRコーナー

□農業者年金に加入して安心してゆとりある老後を!!

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ・国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ・年間60日以上農業に従事
- ・60歳未満

農業者年金のメリットは？

- ・積立方式の年金で安心
- ・保険料が自分で選べる
- ・終身年金で80歳までの保証
- ・一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助
- ・税制上の優遇措置

新規加入者の声

（高林の人見さん）

わたしは、農業に従事し

7年が経ちますが、将来の老後のことを考えて年金への加入を考えました。

その折、地元の農業委員から農業者年金の説明を受けて、若年層には保険料の国庫補助の支援があることを知り、農業者年金への加入を決めました。

取材：農業委員 藤田 一郎



令和4年1月1日から、農業者年金制度（新制度）が改正されます

●35歳未満で一定の要件を満たす場合は、1万円から通常加入できます。【現行：最低2万円】

●農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。

(1) 農業者老齢年金

65歳以上75歳未満の間で受給開始時期を選択できます。なお、これまでどおり繰上げ受給（60歳以上65歳未満）を選択することもできます。【現行：65歳から】

(2) 特例付加年金

特例付加年金の受給要件を満たしていれば、65歳以降であれば、いつでも受給開始時期を選択できます。なお、これまでどおり農業者老齢年金と併せて繰上げ受給（60歳以上65歳未満）を選択することもできます。【現行：原則65歳から】

●農業者年金に65歳まで加入できるようになります。ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限ります。【現行：20歳以上60歳未満】

□青色申告を始めましょう

農業経営の着実な発展を図るためには、経営上の収入・支出・資産・負債の状況を客観的に見極められるよう経営管理を行うことが重要で、各種帳簿を作成する青色申告が最適です。

青色申告を行うメリット

- ・最高65万円の特別控除がある
- ・農業者年金の保険料補助（最高1万円/月）を受けることができる
- ・農業経営収入保険に加入することができる など

□収入保険 ～農業者の皆さん リスクへの備えはできていますか？～

収入保険は、農産物の販売収入全体を対象に、自然災害や価格低下などの経営努力では避けられない収入減を補償する制度です。加入には、青色申告を行っていることなど、条件があります。

※詳細や申込みについては、農業共済組合へお問い合わせください。

□家族経営協定を結んでみませんか？

農業は、家族経営が大半を占めており、仕事と生活の境目が明確ではありません。そのため、労働時間や労働報酬など、様々な問題が生じがちです。家族経営協定とは、家族全員が意欲とやりがいをもてる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい環境などについて、家族みんなで話し合って決めておくものです。

このページの問い合わせ先：農業委員会事務局 0287-62-7186

農業委員会 活動日誌



○農地転用・権利移動の審議

総会(原則、毎月25日に開催)

○その他

- ・農業委員会全体会議(兼第5回農地利用最適化推進会議)を7月2日に開催し、地域単位で活動を行う地域部会(7部会)を設立しました。
- ・運営委員会、農業委員会だより編集委員会を開催しました。
- ・農地転用案件等の現地調査、農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しました。



あんみつ



和と輪セット



※駐車場はそすいの郷直売センターと共有です。

農福連携とは、障がい者が農業分野で活躍することを通して、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取組みです。同時に、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保に繋がり、地域農業の持続性を高めることに繋がると考えております。

私たちは、従来よりしいたけ栽培や野菜の栽培に取り組んでおりましたが、このたび、6次産業型の農福連携として、甘味処「和と輪」をオープンしました。

おかげさまで、週末は100人を超えるお客様にお越しいただいております。人気メニューはお餅を卓上で焼き、6種類のトッピングで楽しめる「和と輪セット」です。私たちが栽

培した小豆、しいたけ、たくさんの野菜を食料として使用しておりますので、是非、ご賞味ください。お餅のほか、あんみつや各種ソフトクリームも人気があります。

これからも、地域のみなさまに支えられ、お客様との心の和、地域の輪を大切にしていきたいと考えております。温かく見守っていただけたら幸いです。

営業時間 平日 11時～16時まで
土日祝 10時～16時まで
(ラストオーダー15時30分)

定休日 水曜日
住所 那須塩原市三区町656-14

農福連携 農業×福祉×6次化

甘味処「和と輪」5月16日オープン

私たちは、農福連携の力で、この地域の小豆栽培を再現し、一粒一粒手間暇をかけて選りすぐった小豆をしっとり炊き上げ、当店の甘味としてお客様に提供しております。御来店をお待ちしております。

魅力あふれる 全国農業新聞

- ・農業経営に役立つ情報満載!
- ・地域づくりのヒントがいっぱい!
- ・暮らしや生活に役立つ話題がたくさん!



毎週金曜日(月4回)発行 購読料:月額700円

購読お申込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局(0287-62-7186)まで

農業委員会だより編集委員

- 編集委員長 松本 忠太
副編集委員長 大田原 重夫
編集委員 市川 一男
江連 節男
加藤 拓央
金田 廣衛
菊地 寿行
君島 良一
島田 利男
花塚 栄
藤田 孝一郎
室井 孝美
渡辺 豊